

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
その翌日)

## 目 次

◇訓 令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令（人事課）

## 訓 令

### 鳥取県訓令第五号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員勤務評定規程（昭和五十年十月鳥取県訓令第四号）の一部を

次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

評定区分表

本庁	所属機関	被評定者	評定者 A	評定者 B
係長 総務室主任 主幹 主計員 副検査専門員 企画員 分室長 小作主事 専門技術員 船長 機関長		課長補佐 室長 総括主計員	課長 課長補佐 被評定者が室に 属する職員にあ つては、室長	部長 局長 課長
右以外の職員			室長（係を置く 室の室長を除く） 係長 主計員 主幹	

	東京事務所 大阪事務所 倉吉総合看護 専門学校 農業大学校		県税事務所 福祉事務所 保健所
	部長 課長 主幹 右以外の職員		課長 室長 分室長 係長 課長補佐
企画員 分室長 船長 被評定者が課の 内部組織に属さ ない職員にあつ ては、課長補佐	部長 部長 部長 部長 課長 被評定者が機関 の内部組織に属 さない職員にあ つては、次長		次長 次長を置かない 機関にあつては、 所長
	機関の長		所長
<hr/>			
児童相談所 喜多原学園 皆成学園 積善学園 保育専門学院 食肉衛生検査 所 米子商工労政 事務所 専修職業訓練 校			
身体障害者福 祉司 精神薄弱者福 祉司 老人福祉司 右以外の職員	次長 課長 係長 部長 右以外の職員		課長 係長 部長 右以外の職員
課長補佐(係を 置く課の課長補 佐を除く。) 係長 身体障害者福祉 司 老人福祉司 被評定者が課の 内部組織に属さ ない職員にあつ ては、課長補佐	機関の長 次長 次長を置かない 機関にあつては、 機関の長		課長 係長 部長 右以外の職員
課長 室長	機関の長		機関の長

衛生研究所 工業試験場 食品加工研究 所 農業試験場	皆生小児療育 センター	家畜保健衛生 所 大山農地開発 局 中部農業開発 事業所 境港水産事務 所 鳥取港湾事務 所
課長 科長 室長 分場長 試験地長	事務次長 係長 部長 院長 婦長 右以外の職員	
次長 次長を置かない 機関にあつては、 機関の長	事務長 係長 部長 院長 総婦長	事務長 院長
機関の長	事務長 総婦長 部長 院長 総婦長	院長

---

果樹野菜試験 場 畜産試験場 中小家畜試験 場 林業試験場	病院	
課長補佐 右以外の職員	院長 副院長 理学療法士長 副看護部長 婦長 課長 室長 技師長	課長 右以外の職員
課長 室長 部長 部長 部長 室長	部長 副院長 部に属する室に あつては、部長	課長 科長 室長 分場長 試験地長
部長 部長 部長 部長	院長 部長 部長 部長	機関の長

水産試験場		地方農林振興局 土木事務所			
課長 課長補佐 部長	科長 水産業専門技 術員 船長	課長補佐 右以外の職員	係長 主幹	課長補佐 係長 主幹	
課長	部長	次長	課長補佐(係を置く課の課長補佐を除く。)	課長	理学療法士長 技師長 婦長
		場長	課長	機関の長	あつては、部長 部長 室長
				課長	

地方労働委員会 会事務局	課長	右以外の職員	右以外の地方 機関	次長	科長 船長
	次長	課長	主幹	機関の長	
		課長	右以外の職員	次長	
		局長	次長	機関の長	
			次長を置かない 機関にあつては、 機関の長		

備考 評定者である次長、課長補佐、主幹、主計員、企画員、医長又は  
 婦長が二人以上置かれている課又は地方機関にあつては、これらの  
 者のうちから課又は地方機関の長が指名する者を評定者とする。こ  
 の場合において、評定者を二名以上指名するときは、それぞれの被  
 評定者を定めて指名しなければならない。

附 則

この訓令は、平成二年十二月一日から施行する。

発行 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県 定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)